第260回5月定例教育委員会議事録

委員会次第

- 1. 開会宣言
- 2. 教育長あいさつ
- 3. 議事録の承認
- 4. 審議事項
- 5. 報告事項
- 6. その他
- 7. 閉会宣言

開会日時

令和5年5月16日(火)午後3時00分

会場

安来中央交流センター 第6会議室

出席委員の氏名

教 育 長 秦 誠 司 委 員 加藤隆志 員 委 寺 田 禎 委 員 平 野 千 恵 員 書 洋 委 砥

出席者の氏名

教育部長 原みゆき 全議題 教育総務課長 遠 藤 浩 司 全議題 : 全議題 学校教育課長 椿 英隆 給食教育課長 全議題 石 原 秀 樹 : 全議題 文 化 課 長 金山尚 志 糸 賀 真 也 学校教育課主査 全議題 地域振興課主査 山 崎 慎 也 : 議第 9、10 号 教育総務課主幹 青戸かおり 全議題

1. 開会宣言

午後3時00分 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

(教育長)

本日午前中に5月の校長連絡会をわかさ会館で開催し、私の方から五点お話

をさせていただきました。

一点目は、新型コロナウイルス感染症が、感染法上五類に引き下げられ、いよいよアフターコロナの時代になったということです。従来は学びを止めないということで、できるだけ感染の影響を抑えながら、学校経営を確保してもらっておりましたけど、一歩進めまして、学びを深める教育活動の推進をお願いするという話をさせてもらいました。ゴールデンウィーク明けから、市内の学校の教職員の感染について、わずかですが報告があり、心配をしておりましたけれども、広がることなく収まっているという状況でございます。

二点目としまして、教職員も年間を通じて人事評価を行っているのですが、 先般私と部長の方で管理職の当初面接を実施いたしました。令和4年度におい て、安来市では不登校が非常に増加したということで、22校の学校を挙げて、 教育委員会とともに未然防止を図ろうという話を先月の校長会でもしたんです けれども、各学校ともそれを意識して、学校経営に当たっておられる様子をう かがったところでございます。

三点目として、自然災害、最近は地震ですけれども、これが全国各地で発生しているというニュースが流れております。今後梅雨に入り、出水期を迎えますので、自然災害への備えを確認をしていただきたいというお話をしたところでございます。具体的に言いますと、各学校では危機管理マニュアルを定めておりますが、その点検整備、それから松江市の方から通勤される先生方が多い状況ですから、夜間早朝の校区の状況の情報収集、情報把握体制の確認をお願いしたということでございます。市内一斉の対応については、教育委員会として早め早めに判断したいと思うのですが、一昨年はちょうど登校時間前に線状降水帯がこの辺りを襲いまして、7時前ぐらいにレベル4、全市一斉避難指示が出て慌てたようなこともありました。またこの冬の大雪の対応も記憶に新しいところです。いかんせん予測ができないところがあるので、各学校での判断、中学校区での判断について、事前に協議をしておいてほしいという話をいたしました。

四点目は小中学校適正配置の検討ですが、これは後ほどご報告します。

五点目ですけれども、5月10日に島根県農業協同組合、東洋ライス株式会社、安来市の3者で、包括連携協定を締結させていただきました。地産地消とか食育の推進など、地域社会に貢献することを目的としたもので、主な取り組みとしては、金芽米の学校給食への導入でございます。今日、教育委員さん方にも、JAやすぎさんから試食用としていただいた金芽米をお配りさせていただきます。校長先生方にもいただいたということでございました。学校給食、給食センターでの導入は全国で3例目であり、地元安来でとれた「きぬむすめ」を、精米センターで精米して、米飯センターで炊飯して配るという流れになっているんですけれども、市内でこのような流れが完結するというのは、安来市が全

国で初めてということでございます。そういう意味で、特許の精米機を製造しておられます機械メーカーの東洋ライスの社長さんもお越しになり、この事業について喜んでおられたそうでございます。新聞紙面の扱いはごく小さいものでしたけれど、取り組みとしては全国的に特色ある学校給食の提供ということで、子どもたちの健康増進にも寄与してくれることを期待しているところでございます。

それから私は、明後日から、全国都市教育長協議会の定期総会、研究大会ということで、北海道帯広市へ行かせていただくことになっております。今後教育委員の皆様方の研修会もございますので、都度ご案内をさせていただきます。 一緒に研修をして、学んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認 第257回2月定例教育委員会

(承認)

4. 審議事項

1) 議第9号 安来市社会教育委員の委嘱について

(地域振興課主査) 資料2により説明

社会教育委員につきましては、社会教育法に定められており「社会教育に関し教育委員会に助言すること」を目的に、都道府県及び市町村に置くことができると規定をされているものであります。安来市では、「安来市社会教育委員に関する条例」の規定によりまして当委員を置いているところでございます。

委員は、条例第2条で3つを掲げ、このうちから委嘱しておりまして、定員は22人以内、任期は2年間になっております。この度、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、22名の方を委嘱いたしました。

委員の任期でございますが、原則は2年間としておりますが、団体等の役職により委嘱された方につきましては、役職を交代された場合などは、後任の方を新たに委嘱するような形をとらせていただいております。名簿上で役職名に地区推薦の記載がある方につきましては、各交流センターから推薦をいただいた方々でございます。

委員には、年に2回程度開催いたします会議に出席をいただいております。 年度前半の会議では社会教育に関する事業計画について、後半では事業の実施 状況等について、それぞれお話ししておりまして、ご意見をいただきながら事 業を進めているところでございます。

(承認)

2) 議第10号 市議会6月定例会議上程議案(予算) について (地域振興課主査) 資料3により説明

続きまして議第10号、市議会6月定例会議上程議案(予算)について、これは市議会6月定例会に提出予定の補正予算でございます。

内容は体育施設の修繕事業であり、工事概要は、広瀬町西比田の「広瀬勤労者体育センター」にある、大小二つのプールのうち、小プールの水槽とすべり台の塗装を行うものでございます。事業費は60万円を予定しております。

財源でございますが、プール管理の後継者育成等を行っておられます「比田のプールを守る会」という団体がございまして、そちらがクラウドファンディングによって集められた資金の一部を、このプールの修繕のために、市に寄付をいただくことになりまして、その寄付金により修繕を行うものでございます。このプールは、昭和46年に建設されたもので、50年以上が経過しており、非常に老朽化等が進んでいる施設でございます。プールの管理につきましては、「安来市勤労者体育センター利用運営委員会」にお願いしておりまして、修繕等につきましても、毎年協議を行いながら、計画的に実施をしているところでございます。

クラウドファンディングは最近よく耳にする言葉でございますが、特定のプロジェクト等を実施するために、インターネットなどを通じて情報発信をし、その思いに共感した不特定多数の人から、広く資金調達をする仕組みでございます。今回の場合、「比田のプールを守る会」が、自立した地域づくりを目指すとともに、同地区の支援者を増やして地域を活性化させたいとの思いから、多くの方に長い間親しまれてきました勤労者体育センターのプールの修繕をすることを目的としたクラウドファンディングを実施され、資金調達をされたものであるとうかがっております。

(委員)

これはもうすでに資金が集まったという事ですか。

(地域振興課主査)

はい、もうすでに集まったものです。令和5年3月29日から5月27日まで を募集期間とされ、目標金額を設定されましたが、4月10日にはその上限に達 したということで、2週間ぐらいで締め切りをされました。

(委員)

すごいですね。私もどじょっこテレビで見ました。ところで、資金の「一部」 とは?

(地域振興課主査)

目標は80万円だったんですけれども、90万程度集まりまして、その内の60万円を寄付されました。差額につきましては、クラウドファンディングのサイトの運営元に手数料として20数万円の支払いがあるということと、いわゆる事

務的な経費が若干かかっており、それらを除いた全額を寄付いただいたという ところでございます。

(教育長)

どじょっこテレビでも、短期間でこれだけ集まってびっくりしたと言っておられましたが、ご年配の方々はもとより、昔そこで遊んで今は社会人になられたような若い世代の方々からも、かなり寄付があったということでした。

(承認)

3) 議第8号 安来市教育支援委員の委嘱について

(学校教育課長) 資料1により説明

規則第1条に基づきまして、障害のある児童生徒が適切な教育を受けること を目的として、安来市教育支援委員会が設置されております。

第4条により、委員の任期は2年となっております。今回22名中10名の方が交代となり、教育職員では5名、福祉関係等の職員では選出枠の5名全員、それぞれ新しい方にご就任いただきたいと考えております。

(教育長)

教育支援委員会は、障害のあるお子さんにとって一番適切な教育環境はどこなのかということをご審議いただく会議です。例えば、このお子さんにとっては、安来市内の小中学校にある特別支援学級で学ぶことがよい、通常の学級の中で学ばれた方がよい、また比較的重度のお子さんにつきましては、特別支援学校の方で学ばれた方がよい、といったように、医師も含め、専門的な立場から、一人一人のお子さんについて審議をいただいて、結論を出すという形になっています。年4回の会議が開催されているところでございます。

年々審議の対象となられるお子さんの数が増加しておりまして、市内の小中学校でも新たに特別支援学級を設置したり、支援学級に入るお子さんの人数が増えたり、というような状況にあります。支援委員会では、ここで学ばれた方が適切ですという会議の結果を保護者さんにお伝えしますが、あくまで最終判断は保護者さんがなされることになります。、了解されれば、それぞれの形で学んでいかれることになります。

会議に先立ってはドクターの受診がありますし、教職員の皆様が各学校に出向いて子どもたちの様子を実際に見られたり、或いは保護者の方の意見を事前に聞いたりしながら、当日の会議で判定というような流れになります。

(委員)

10名の方が代わられたということですが、任期が二通りあるということですか。

(学校教育課長)

今年は全員が入れ替わりの年ですので、委嘱年月日は皆さん一律に令和5年4月1日から令和7年3月31日です。その中で、今回新たに委員になられた方が先ほど申しあげた10名、他の方は実質的には継続ということでございます。

(委員)

会長、副会長職はもう決められていますか。委員の互選によって選出すると あります。

(学校教育課長)

今度開催する会議で決定となります。なお、教職員など、人事異動があると前任者の残任期間を引き継ぎます。

(委員)

小・中学生が対象ですか?高校進学に当たっては対象外ですか。

(学校教育課主査)

新たに就学される幼稚園・こども園の年長児さんを含め、中学3年生までが 審議対象です。

(教育長)

高等学校の場合は、特別支援学校が受験の可否の判断をされます。それぞれの障害種に応じた県立の特別支援学校について、事前に学校さんの方でこのお子さんはうちの特別支援学校の対象の子どもさんかどうかという判断をされるわけです。最近は通常学級から特別支援学校を受験するという希望の方もあるんですけれども、それは最終的に島根県教育委員会が受験資格の有無について事前に審査をされ、そこで許可が下りると、当該障害種の特別支援学校の受験が許可されるというような大まかな仕組みです。

(委員)

子どもの数は減っているが、例えば松江養護学校は総じて生徒数が年々増えているんです。子どもの数が減っているのに、養護学校に通う子は年々増えてるというのは、審査基準が細かくなっているとか、変わってきたとか、そういった事情があるんでしょうか。

(学校教育課長)

審査の基準といいますか、学校で接している担任や教職員がその子と関わる中で、果たしてこの場が適切だろうかという疑問が生じるお子さんがいらっしゃいます。そういったお子さんは、将来のことを考えてこの会で審議をし、本当にその場が適切なのか、もっといい場所があるのではないか、或いはこの場所のまま、もっとこういう手だてをしながら育てていくのがいいのでは、というような判断を、できるだけ早くにしていただく方がいいということは考えております。

昨年度の場合、この支援委員会の対象となった児童生徒は、年間で 42 名でした。今年度の 7 月、8 月の審議に予定されているお子さんが 21 名ということに

なっております。審議対象のお子さんが非常に多くて、一定の時間内に納める のに苦慮するような状況です。

(教育長)

我々が小中学校の時は特殊教育と呼んでいまして、何らかの障害があれば対象になるというような形でしたが、今の特別支援教育というのは、個に応じたということを前面に出し、その子に最も良い学びの場を提供していくというスタンスでやっています。

それから、特に増加が著しいのが自閉症情緒障害のお子さんです。例えば、新入学当時は、なかなか椅子に座って勉強ということができませんが、それでも次第に落ち着いてきて、きちんと椅子に座って、いわゆる授業が受けられるようになっていく。それが2年生3年生と学年が上がっても、落ち着いて座っておられずに、バーッと飛び出してしまう多動傾向とか、そういったような子どもさんに対して、医療の方から診断が出るケースが以前と比べて増えてきたというのは感じています。程度によって、例えば服薬等をして、落ち着いて学ぶことができる子どもさんもありますが、なかなか医療にも繋がらず、落ち着かずに、通常の学級では学べないという子どもさんについて、教育支援委員会で判断していくということです。これがあるから人数が増える、減るというのは、我々もはっきりわかっていないんですが、この子の特性から、通常の学級で学ばせるよりは少人数の特別支援学級で学んだ方がふさわしいのではないか、そういう視点、見方が、学校では定着しつつある結果ではないかというふうにとらえています。

(委員)

基準みたいなものはなく、あくまで審査で話し合いを重ねていって、という ことでしょうか。

(委員)

特別支援学級でなく、同じ普通教室の中で支援が必要な子どもをフォローするパターンもありますよね。目が悪くて、その子のために1人支援員がつくという、それも同じですよね。

(教育長)

松江養護学校は知的障害の子どもさん、緑が丘養護学校は病弱、清心養護学校は肢体不自由とか、それぞれの障害種に応じた特別支援学校がある一方、義務教育の小中学校では、落ち着かない子どもさんに対して支援員を配置したり、という形で対応しているケースもあります。

視覚、聴覚等の障がいのあるお子さんも、特別支援学級に在籍しているけれども、皆と一緒に学べるときもあるわけなので、その時には同学年の通常学級で一緒に学んで、支援員がつく、そういうパターンもあります。ずっと特別支援学級だけで、少数で学んでいる子どもたちもあれば、自閉症情緒学級の子ど

もさんは知的な遅れがありませんので、可能なところは通常学級に入って一緒 に活動するというような、行ったり来たりのパターンもあります。

通常学級のお子さんは、学習指導要領に示された、何年生ではこれだけのことを学ばなければいけませんという基準に沿って授業を受けています。それに対し、特別支援学級のお子さんは、学習指導要領から外れて、その子に応じたカリキュラム編成をして、持っている力を伸ばしましょうというのが基本的な考え方ですので、通常学級と特別支援学級では学習内容が違うという形になっています。専門的で教職員ではわからない部分も多く、何がその子にとって一番適してるのかっていうのは見極めが難しいので、ドクターの診断があったりすれば、審議の基準ということではないけれども、専門的見地からに子どもさんの状態が把握できるので、一つ大きな決め手にはなります。

(委員)

当然、親御さんも一緒になって、支援学級を選択するのか、通常学級を選択するかの話し合いがあるわけですよね。

(教育長)

最終的には保護者や本人さんに決定権がありますので、支援委員会の決定が全てではなく、審査結果をお返しして、実際どうされるのかというところは決めていただくということになります。

(承認)

- 4) 議第11号 安来市民生委員推薦会委員の選出について
- 5) 議第12号 令和5年度島根県市町村教育委員会連合会の役員推薦について

(教育総務課長) 資料4・5により説明

前回定例教育委員会において、自死対策会議委員と人権・同和教育推進協議 会委員の推薦依頼を受けて選出をお願いした際に、今回の2件につきましても、 すでに内諾をいただきましたので、今回は説明と確認をさせていただきます。

安来市民生委員推薦会委員の選出については、令和5年3月31日付で秦教育 長と加藤委員が任期満了となり、新たに教育の関係にあるものという選出区分 として、2名の委員を選出するものです。

推薦会の委員は計14名であり、市長から委嘱されます。任期は令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間になります。会議開催につきましては、民生委員の定員に欠員が生じたときの補充等必要がある場合とされておりますが、主には、民生委員の任期3年に伴い、改選が行われる時期に開催されるところです。前回は令和4年の8月であり、欠員等の補充が生じなければ次回は、令和7年の8月ごろの開催予定と聞いております。今回、教育委員会から選出

いたします2名の方は、秦教育長と青砥委員であります。よろしくお願いいたします。

続きまして、島根県市町村教育委員会連合会の役員の推薦についてです。島根県都市教育長会から教育委員4名の推薦となっております。これにつきましては、県内8市を出雲部と石見部に区分し、それぞれのブロックから2名ずつ、計4名の選出であります。出雲ブロックからは、令和5年度において、安来市と出雲市から各1名の選出となります。任期は1年となっておりますので、隔年で安来市に選出の依頼があることになります。

前任は小村委員でありましたが、今回は加藤委員にお願いをしております。 内容につきましては、令和5年度島根県市町村教育委員会連合会の理事会、今 回はWeb会議となっていますが、こちらに教育長とともにご出席をいただき ます。当面の予定としましてはこの理事会への参加となりますので、よろしく お願いいたします。

前回のご内諾から変更がないということでございましたら、安来市民生委員 推薦会委員には青砥委員、島根県市町村教育委員会連合会役員には加藤委員に て決定をいただければと存じます。

(承認)

5. 報告事項

を説明。

- 1) 報第2号 令和4年度不登校・問題行動等の状況について
- 2) 報第3号 センター給食・自校式給食の運営費の比較について 前回会議での委員からの質問に対する回答。児童生徒等一人当たりの経費は センター式の方が少額であること、施設数が多いほど維持管理費や人件費も 年々増加する傾向にあること等から、総じてセンター式給食が良策であること
- 3) 報第4号 新型コロナウイルス感染症の五類感染症への移行後の学校における 対応について
- 4) 報第5号 安来市小中学校適正配置審議会の状況について 第10回審議会の報告。答申に向けた今後の予定等の説明。

6. その他

- 1) 令和5年度島根県市町村教育委員会連合会理事会・総会及び研修会等について
- 2) 加納美術館イベント等の紹介

☆次回定例会:6月22日(木)13時30分から

6. 閉会宣言

教育長が午後5時閉会を宣言し、5月定例委員会の日程を終了した。